

「長野県地域福祉支援計画(案)」パブリックコメントの結果について

健康福祉部地域福祉課

No	項目	意見・提言要旨	県の考え方
1	第5章 第2節 2 権利擁護 施策の方向性 (2)判断能力が低下した方への支援	成年後見制度利用促進法の成立、国の基本計画の閣議決定から年数が経過しているにもかかわらず記載内容の具体性が欠ける。県の大部分をカバーするまで設置された成年後見センター等、既存の社会資源を活用した具体性のある施策の記載が必要。	ご意見の趣旨を踏まえ、第5章(2)「判断能力が低下した方への支援」に以下の項目を追記しました。 「成年後見制度利用促進基本計画で示された地域連携ネットワークについて、広域的な観点から、家庭裁判所や弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等との連携面など必要な支援を行います。」 また、いただきましたご意見は事業の実施段階において参考にさせていただきます。
2	第6章	各市町村の地域福祉計画の策定を積極的に支援し、本計画の実効性を高める事が重要。具体的な支援策・促進策の更なる充実を期待する。	いただきましたご意見をふまえ、市町村地域福祉計画の策定を支援してまいります。
3	第4章 第2節 3 地域共生の「仕組み」づくり 施策の方向性 (2)関係団体等との連携・協働	多様な主体による地域づくりへの参加推進にむけて、「寄付文化の創造」について連携・協働の「検討」ではなく、県として「推進」する姿勢を記載すべき。	ご意見をいただきました事項は、今後計画の取組を実施する中で参考とさせていただきます。
4	第4章 第2節 3 地域共生の「仕組み」づくり 施策の方向性 (2)関係団体等との連携・協働	創立70年を超える「赤い羽根共同募金会」等の民間団体との連携やクラウドファンディング・ソーシャルインパクトボンド、ふるさと納税、寄付による税額控除等の新たな寄付の仕組みの積極的な活用についても検討が必要。	ご意見の趣旨を踏まえ、次のとおり修正しました。 「○ 長野県みらい基金、長野県共同募金会等との協働により、地域生活課題の解決を応援する寄附文化の創造に向けた取組について検討します。」
5	第5章 第1節 2 生活困窮者対策 施策の方向性 (2)経済的な負担の軽減	子育て世代の困窮者支援の方法の一つに学童用品や洋服等リユース品の活用も考えらる。フードバンクのみではなく、多様な主体が我が事として捉えられる表現はできないか。	ご意見をいただきました事項は、市町村等への情報提供等を通じ、学用品等のリユースの仕組づくりを促進するとともに、「信州こどもカフェ」等においても取組を進めています。今後も県民の皆様が我が事として捉えられるよう、官民協働で事業を推進してまいります。
6	第6章 4 市町村地域福祉 計画策定に向けての支援	市町村計画策定に関して圏域の設定と摺合せに関する記載について、県域においても多様な関係団体との摺合せが必要な事項があると考えられるため、その整理を検討してみたいかがか。	ご意見をいただきました事項は、計画の推進に当たり参考にさせていただきます。